

# 福祉・介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも取り組みが行われてきましたが、令和6年度報酬改定において、処遇改善に係る加算の一本化（新加算）が行われました。（新加算）福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定するにあたっては、

1. キャリアパス要件（Ⅰ）から（Ⅴ）までの要件を満たしていること。
2. 月額賃金改善要件（Ⅰ）～（Ⅱ）までの要件を満たしていること。
3. 福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）の取り組みを行い、情報公表システム等で実施した取組内容について具体的に公表すること。

（※令和6年度は緩和措置あり）

の3つの要件を満たしている必要があります。

つきましては、上の「3」の要件に基づき、障害福祉サービスの情報公表制度や当法人のホームページを活用して、当法人の**新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容**につきまして、以下の通り公表いたします。

## <新加算Ⅰの取得状況>

事業所名(事業所番号)	多機能型障害福祉サービス事業所移山寮 (0211200043)
サービス名	就労継続支援 B 型、生活介護
加算の取得状況	新加算Ⅰ

※他事業所の取得状況は、「障害福祉サービス等情報検索システム」にて公表します。

## <職場環境等要件について>

区分	内容
両立支援・多様な働き方の推進	○ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	○ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li> <li>○ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善